

藤沢市地域の縁側事業実施要領

制定 平成29年 3月31日

改正 令和 4年 3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、藤沢市地域の縁側事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目指して、多様な地域住民が気軽に立ち寄れ、地域の相談窓口としての機能等も備えた場と位置づけ、市としてその整備、運営等を支援し、人と人とのつながりを強め、地域の絆や助け合いのコミュニティを醸成し、暮らしやすさを高めることを目的とする。

(事業の種類)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる類型で事業展開を図るものとする。

(1) 基本型

次の2つの機能を備えている居場所

ア 誰もが気軽に立ち寄れる居場所（高齢者、障がい児者、青少年、子ども等の多世代が集え、交流できる場所）が設けられていること。

イ 気軽に相談ができ、必要に応じて専門的な相談機関や必要な支援につながるような相談の仕組みができていること。

(2) 特定型

次のいずれかに該当する、特定の利用対象者が自由に集え、交流できる居場所

ア 子育て家庭の親とその子どもが集え、交流できる居場所

イ 青少年、若者が集え、交流できる居場所

ウ 高齢者が集え、交流できる居場所

エ 障がい児者が集え、交流できる居場所

オ 基本型の要件には合致しないものの、趣旨が同じく交流できる居場所

カ 本市が別に定める要綱等の規定により実施される事業で趣旨が同じく
交流できる居場所

キ その他、特定の利用対象者が、交流できる居場所として、市長が認め
た居場所

(3) 基幹型

本市が独自に設置する地域ささえあいセンターを基幹型とし、基本型の
機能に加え、本事業の中核としての役割を担うものとする。なお、基幹型
の整備、運営等に関しては、藤沢市地域ささえあいセンター運営事業実施
要綱に定めるものとする。

(事業実施団体)

第4条 基本型又は特定型を実施する団体は、次の各号のいずれかに該当しなけれ
ばならない。

(1) 市内の地域団体（地区社会福祉協議会，地区民生委員児童委員協議会，
自治会，町内会等）

(2) 次のアからオまでに掲げるすべてに該当する任意団体

ア 市内に活動拠点を有していること。

イ 5人以上によって構成されていること。

ウ 藤沢市民が5人以上いること。

エ 団体の設立目的，組織，代表者等に関する定めがあること。

オ 実施申請時において，団体として設立されていること。

(3) 市内に活動拠点を有する特定非営利活動法人

(4) 市内に活動拠点を有する地域密着型サービス運営事業者

(5) 市内に活動拠点を有する社会福祉法人

(6) 市内に活動拠点を有する公益社団法人若しくは公益財団法人又は市内に
活動拠点を有する一般社団法人若しくは一般財団法人であつて法人税法
(昭和40年法律第34号)第2条第9号の2に規定される非営利型法人

2 前項第3号から第6号までに掲げる団体のうち，基本型を実施する団体は，地
域団体や地域住民が参加した運営会議等を定期的（3箇月に1回の年4回程度）
に開催し，地域の意見を運営に反映させること。

(事業実施場所)

第5条 基本型又は特定型の事業実施場所は、次の各号に掲げるすべてに該当しなければならない。

- (1) 市内に実施場所があること。
- (2) 概ね10人以上が集え、交流できる広さがあること。(屋外、トイレ、キッチン等を含まない供用スペースが、概ね20㎡以上あること。)
- (3) 実施場所内にトイレが設置されていること。
- (4) 基本型又は特定型が他の収益事業(介護保険事業等を含む)と同一場所及び同一時間帯に行われる場合は、あらかじめ壁等で明確に区切ること。
- (5) 藤沢市高齢者の通いの場事業実施要綱(平成28年7月1日制定)に規定する実施会場でないこと。

(事業実施内容)

第6条 基本型又は特定型の事業実施については、次の各号に掲げるすべてに該当しなければならない。

- (1) 基本型の実施については、週1回以上(週1回以上とは、1年間の開設回数が39回以上かつ1月に1回以上開設することとする。)とし、原則、同一の曜日、同一の時間に開設すること。
特定型の実施については、1月に1回以上開設すること。
- (2) 開設日、開設時間を利用者によりわかりやすく明示し、周知すること。
- (3) 基本型の1回の開設時間は、日中の時間帯(9時から17時まで)の間で4時間以上確保すること。
特定型の1回の開設時間は、日中の時間帯(9時から19時まで)の間で2時間以上確保すること。ただし、利用対象者の特性に応じた開設時間で市長が認めたものとする。
- (4) 基本型の開設時間内には、見守りや相談等に従事する担当者が常駐すること。
特定型の開設時間内には、見守り等に従事する担当者が常駐すること。
- (5) 基本型については、軽易な相談に対応ができ、必要な専門相談窓口につながる仕組みを整え、実施すること。なお、相談員等は市が別に指定する研修を受講すること。
- (6) 居場所の利用及び相談については無料とすること。

- (7) 食事や飲み物等を利用者の求めに応じて提供する場合には、適正価格で販売すること。なお、コミュニティカフェ等の事業を実施している場合、利用者がカフェ等での注文をしなくても居場所として無料で施設を利用できるようにし、飲食物等の持ち込みも可能とすること。
- (8) 希望者が参加するイベントや講座において、材料費等の費用が発生する場合、利用者への請求は実費の範囲内であること。
- (9) 利用者から賛助的な会費を集め、地域に必要な事業として基本型又は特定型を展開することも可能とするが、会費の支払いを利用の条件とはせず、会費を支払っていない人も自由に利用できるようにすること。
- (10) 基本型又は特定型の時間帯に、同一のスペースで利用料の発生する他の事業（講座等を含む。）で専有しないこと。他の事業に参加しないことも可となる要件及び環境を整え、実施すること。
- (11) 利用者を他の収益事業等に誘導していると思われる行為がないこと。
- (12) 営利、宗教及び政治活動を目的としないこと。
- (13) 事故等に対応するため、基本型又は特定型を実施する団体は、リスクに応じた必要な傷害保険等に加入すること。
- (14) 取得した個人情報については、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の定めるところに従い適正に取り扱うこと。

（事業実施の申請）

第7条 基本型又は特定型を実施しようとする団体は、事業実施要綱第5条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、団体等の種類によって、申請書類の一部を省略できるものとし、その内容については市長が別に定めるものとする。

- (1) 藤沢市地域の縁側事業「基本型・特定型」概要書（様式A）
- (2) 藤沢市地域の縁側事業「〇〇型」収支予算書（様式B）
- (3) 事業実施場所の見取図
- (4) 定款又は規約（会則）
- (5) 役員名簿
- (6) 会員、ボランティア名簿
- (7) 前年度事業報告書

- (8) 前年度収支決算書
- (9) 前年度貸借対照表
- (10) 前年度財産目録
- (11) 納税証明書（国税，県税，市税）
- (12) 登記事項証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類
(審査等)

第8条 前条に規定する申請があったときは，市及び社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が協働で設置する，藤沢市地域の縁側事業審査会（以下「審査会」という。）が事業実施場所の現地確認，書類審査及びヒアリングにより審査選考を行うものとする。

2 市長は，前項の規定により，基本型又は特定型の審査選考が行われたときは，その選考の適否を決定し，その結果について，事業実施要綱第6条に規定する書類により当該申請団体に通知するものとする。なお，市長は，前項の規定にかかわらず，特に必要と認める場合には，別に定める方法により基本型又は特定型を実施する団体を決定することができる。

（事業実施団体への支援）

第9条 市又は市社協は，前条第2項の規定により，基本型又は特定型の事業実施団体と決定された団体（以下「事業実施団体」という。）に対し，次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 補助金の交付

市は，本事業の趣旨に賛同する事業実施団体の自主的，自発的な活動を尊重しながら，事業実施団体が事業の運営に要する経費について，藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付要綱の規定により，予算の範囲内において補助を行うものとする。

(2) 相談機能の支援

市は市社協と協働し，事業実施団体に対し，第3条第1項第1号イに規定する相談機能に対する支援を行うものとする。

(3) その他の支援

市は市社協と協働し，事業実施団体に対し，基本型及び特定型の運営全

般に関する支援及び広報活動等への支援を行うものとする。

2 第3条第1項第2号カを実施する団体に対する支援の内容は、前項第3号の支援とする。

(事業内容の変更)

第10条 事業実施団体が、事業内容を変更しようとするときは、事業実施要綱第8条第1項に規定する書類により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、事業内容の変更申請があったときは、変更内容の適否を決定し、その結果について、事業実施要綱第8条第2項に規定する書類により当該申請団体に通知するものとする。

(事業の廃止)

第11条 事業実施団体が、事業を廃止しようとするときは、事業実施要綱第9条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

(事業の取り消し)

第12条 市長は、事業実施要綱第10条第1項の規定により、事業実施団体の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により、事業実施団体の決定を取り消すときは、事業実施要綱第10条第2項に規定する書類により当該団体に通知するものとする。

(事業報告)

第13条 事業実施団体は、事業の実施状況を四半期ごとにまとめ、7月、10月、1月及び4月の各月10日（土曜日、日曜日又は祝日等の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市地域の縁側事業「□基本型・□特定型」報告書（様式C）を市長に提出しなければならない。

2 事業実施団体は、当該年度の事業実績をまとめ、事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日（土曜日、日曜日又は祝日等の場合は、翌開庁日）までに、次に掲げる書類に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢市地域の縁側事業「□基本型・□特定型」実績報告書（様式D）

(2) 藤沢市地域の縁側事業「○○型」収支決算書（様式E）

(3) 領収書の写し（備品購入費及び施設改修費の補助金交付を受けた場合）

(事業実施団体に対する調査等)

第14条 市長は、事業実施要綱第12条の規定により、事業実施団体に対する調

査等を行うことができる。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、基本型及び特定型の事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式A（第7条関係）

藤沢市地域の縁側事業「□基本型・□特定型」概要書

団 体 名		
開 設 予 定 日		
開 設 予 定 日 数	日／年	
開 設 予 定 時 間	時 ～ 時	
常 駐 予 定 人 数	人／回	
利 用 予 定 人 数	人／回	
事 業 実 施 場 所 (所有者から使用許可を受けている施設)	住 所	藤沢市
	家賃等支払い	有 (円／月・回) ・ 無
	同一会場で 行う事業で 市から補助 金等を受け ているか	有 ・ 無 有の場合は、事業内容・補助金内容をご記入ください。
イベントや講座の 実 施 予 定	有 ・ 無 有の場合、実施予定内容・年間実施回数などをご記入ください。	
購 入 備 品 内 容 (予定)		
施設改修実施内容 (予定)		
利用者募集方法な どの利用促進施策		
地域貢献活動・地 域交流などの実施 予定		

様式B（第7条関係）

藤沢市地域の縁側事業 収支予算書

(収入の部)

(円)

区分	予算額	摘要
合 計		

(支出の部)

(円)

区分	予算額	補助金充当額	摘要
合 計			

様式C（第13条関係）

藤沢市地域の縁側事業「基本型・特定型」報告書（ 月～ 月分）

藤 沢 市 長		年 月 日		
		所在地		
		団体名		
		役職・代表者		
次のとおり報告します。				
縁 側 名 称				
開 設 日				
開 設 時 間		時 から 時 まで		
開 設 日 数		月 / 日	月 / 日	月 / 日
利 用 人 数		人	人	人
年 代 別	未 就 学 児			
	小 ・ 中 学 生			
	64 歳 まで			
	65 歳 以上			
う ち 相 談 件 数		件	件	件
① 経 路	ご 本 人			
	近 隣 住 人			
	そ の 他			
② 内 訳 (重 複)	介 護			
	障 が い			
	子 育 て			
	困 窮			
	そ の 他			
③ 相 談 結 果	相 談 の み			
	市 ・ CSW へ			
	地 域 包 括 へ			
	そ の 他			

	有（ 回）・無
○企画イベント、 講座の開催、地 域催しへの参 加・協力、運営 会議等	実施内容（具体的な活動）

様式D（第13条関係）

藤沢市地域の縁側事業「基本型・特定型」実績報告書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地	
団体名	
役職・代表者	
次のとおり報告します。	
事 業 名	藤沢市地域の縁側事業
縁 側 名 称	
施 行 場 所	
事 業 費	円
補 助 金 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
開 設 日	開設日数 日
開 設 時 間	時 ～ 時
年 間 利 用 人 数	人／年
その他活動実績 ・ 今 後 の 課 題	

様式E（第13条関係）

藤沢市地域の縁側事業 収支決算書

(収入の部)

(円)

区分	決算額	摘要
合 計		

(支出の部)

(円)

区分	決算額	補助金充当額	摘要
合 計			